

素案その2	事務局案通り	修正が必要	この条項は不要	委員の意見（第4回開催前）	事務局からの説明内容
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市における人権尊重のまちづくりに関して、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権意識の高揚及び人権擁護に資する施策(以下「人権施策」という。)の推進について必要な事項を定め、人権課題の解決に取り組むことにより、すべての市民等の人権が尊重されるまちを実現することを目的とする。</p>	13	0	0	意見無し ※第6条、第7条と関与有り	審議事項①
<p>(定義)</p> <p>第2条 〇の条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民等 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう。</p> <p>(2) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。</p> <p>(3) 不当な差別 年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする差別をいう。</p> <p>(4) 人権侵害行為 不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）をいう。</p>	10	3	0	<p>(3)(4)に不当な差別という表記が重なっている。何を定義しているのか書き分けが必要と思います。</p> <p>日本国憲法第14条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」を基本として、その後新たな人権課題として認識され、個別差別解消法が施行されている属性に対する社会問題としての差別を明記する必要がある（「障害者差別解消」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」「ハンセン病基本法・家族補償法」「LGBT理解増進法」など）。</p> <p>修正案① (3)不当な差別 「人種、国籍、民族、年齢、性別、性的指向、性自認、障害、被差別部落出身、感染症等の疾病その他の事由を理由とする差別をいう。」（参考：三重県、国立市、丸亀市の人権条例）</p> <p>修正案② (3) 不当な差別 「女性、子ども、高齢者、障害のある人、被差別部落出身、アイヌの人々、外国人、感染症、ハンセン病患者やその家族、犯罪被害者やその家族、拉致被害者、性的指向、性自認その他の事由を理由とした差別」（参考：法務省「令和5年版人権教育・啓発白書」目次より）</p> <p>「不当な差別」と「人権侵害行為」の 카테고리分けは、もう少し検討が必要ではないか。 「差別行為」そのものが「人権侵害行為」であるとも考えられる。 「人権」の概念の規定を「憲法」に拠るべきだと思う。</p>	審議事項②
<p>(基本理念)</p> <p>第3条 人権尊重のまちづくりは、すべての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない尊い生命（いのち）の主体者であるという「人権尊重」を基本的な考え方とし、すべての人の人権が尊重される社会を実現することを目指して取り組まなければならない。</p>	12	1	0	<p>【修正案】第3条 「人権尊重のまちづくりは、すべての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、不当な差別を受けることなく、かけがえのない個人として尊重されるという考えの下、すべての人の人権が尊重される社会を実現することを目指して取り組まなければならない。」</p>	審議事項②
<p>(人権侵害行為の禁止)</p> <p>第4条 何人も、不当な差別をはじめとする人権侵害行為をしてはならない。</p>	11	2	0	<p>(3)(4)に不当な差別という表記が重なっている。何を定義しているのか書き分けが必要と思います。</p> <p>大事な項目なので、もう少し詳しい説明があった方がよいのではないかと。（加西市の条例を参照）</p>	審議事項②

素案その2	事務局案通り	修正が必要	この条項は不要	委員の意見（第4回開催前）	事務局からの説明内容
（市の責務） 第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に則り、市民等及び事業者の人権意識の高揚に努めるとともに、人権尊重のまちづくりに必要な人権施策を積極的に推進するものとする。	13	0	0	意見無し	-
（市民等の役割） 第6条 市民等は、基本理念に則り、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる生活の場において、互いの人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めるとともに、市が実施する人権施策に協力するように努めるものとする。	11	2	0	（市民等の義務） 「役割」では弱い。人権尊重のまちづくりに向けた取り組みを義務として「義務」としてはどうか。 「あらゆる生活の場」というのは自由の侵害につながる恐れがある。強制的な行政行為になりかねない。	審議事項①
				修正なし。	審議事項①
（事業者の役割） 第7条 事業者は、基本理念に則り、すべての人の人権を尊重し、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、市が実施する人権施策に協力するように努めるものとする。	11	2	0	（事業者の義務） 「役割」では弱い。人権尊重のまちづくりに向けた取り組みを義務として「義務」としてはどうか。 事業者をとり立てて役割を規定するのは何のためか。 人権に配慮した労働環境整備のためではないか。	審議事項①
				障害者の法定雇用率、男女の賃金や昇進等の格差、セクハラ、パワハラ等の課題があること、事業者は、「企業の活動が関係する人々の権利に与える影響を理解しておくこと」、「人権へのリスクを考えること」が求められていることから規定している。	
（人権教育及び人権啓発） 第8条 市は、学校教育、社会教育その他の生涯を通じたあらゆる教育の場において、人権に関する知識や理解を深めるために必要な取組を行うものとする。 2 市は、人権尊重のまちづくりの推進に関して、地域の実情に応じた教育及び啓発に努めるものとする。	12	1	0	「あらゆる」を「様々な」に変更。 第2項の意味が不明。 第1項で「場」、第2項で「生活域」ということなら、地域の実情は地域住民の要望と捉えるべき。	・修正なし。 ・「地域の実情」を「地域の状況」に修正。
（指針） 第9条 市は、人権尊重のまちづくりに必要な人権施策を推進するための指針(以下「推進指針」という。)を策定しなければならない。 2 市は、推進指針に基づき人権尊重のまちづくりに必要な人権施策を具体的かつ計画的に推進するものとする。	12	1	0	人権条例の策定に伴い、推進指針も改定されるべきである。 推進指針内の分野別の人権問題の中に同和問題が含まれているのは条例の趣旨に反する。 この問題は歴史的にほぼ解消されたとする立場に立つべきである。	「SDGs未来都市」として誰一人取り残さない共生社会の構築に向けて、誰もが生きづらさを感じることなく、自分らしく安心して暮らせるため、社会状況に変化に伴い新たに生じる人権課題にも対応しつつ、恒久的に人権行政の更なる推進と、宇部市と市民・市内事業者等の意識共有を図るため、人権指針の礎(いしずえ)となる条例制定を考えているものであり、現在の人権推進指針との乖離は無いため、附則にその旨を記載している。
（委任） 第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	12	1	0	施行規則のことなのか。 「審議会に諮る」を附則すべきではないか。	施行規則や要綱、規程のこと。 当審議会条例の第1条に、「市長の諮問に応じ、あらゆる人権に係る施策の推進について必要な事項を調査審議させるため、審議会を置く」と規定されており、審議会に諮る必要がある場合は、この規定をもって、市長が諮問することとなる。
（調査） 第11条 市は、人権尊重のまちづくりに関する必要な人権施策を効果的に推進するため、必要な調査及び情報の収集を行うものとする。	11	1	1	調査については、「5年」、「3年」等の記入をした方が調査され良いと思う。 【修正案】「5年に1度又は必要に応じて…」	調査については、新たな法の施行や社会状況の変化に応じて必要な時期に行うことを想定している。 また、人権指針だけでなく、市の色々な計画の更新時も含めて、必要な時期に行うことを想定していることから、現時点において明言は難しい。
				プライバシーの侵害に結び付く恐れあり。本末転倒である！	調査では、回答者のプライバシー侵害とならないよう配慮して実施している。

素案その2	事務局案通り	修正が必要	この条項は不要	委員の意見（第4回開催前）	事務局からの説明内容
<p>附則 （施行期日） 1 この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。 （推進指針に関する経過措置） 2 この条例の施行の際現に定められている宇部市人権教育・啓発推進指針（令和5年3月改定版）は、第9条第1項の規定により策定されたものとみなす。</p>	12	1	0	<p>人権条例の策定に伴い、推進指針も改定されるべきである。 推進指針内の分野別の人権問題の中に同和問題が含まれているのは条例の趣旨に反する。 この問題は歴史的にほぼ解消されたとする立場に立つべきである。</p>	<p>「SDGs未来都市」として誰一人取り残さない共生社会の構築に向けて、誰もが生きづらさを感じることなく、自分らしく安心して暮らせるため、社会状況に変化に伴い新たに生じる人権課題にも対応しつつ、恒久的に人権行政の更なる推進と、宇部市と市民・市内事業者等の意識共有を図るため、人権指針の礎(いしずえ)となる条例制定を考えているものであり、現在の人権推進指針との乖離は無いため、附則にその旨を記載している。</p>
<p>追加する条項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談及び支援体制の充実（高知市、相模原市） ・人権侵害による被害に係る支援（川崎市） 				<p>「人権救済のための支援」の条文追加 案「市は、人権尊重のまちづくりを進める上で、不当な差別による人権侵害の被害者救済を図るため、国や県その他関係機関、市民及び事業者と連携し、相談の実施、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。」</p> <p>【理由】差別や人権侵害の被害者に対する支援が必要。部落差別解消推進法をはじめ個人権法では「相談体制」の充実が求められており、被害者救済のための行政の支援が求められている。</p>	<p>審議事項③</p>